

社会福祉法人指導監査結果

- | | |
|------------|-----------------------------|
| 1.指導監査実施日時 | 平成25年11月21日(火) |
| 2.法人名称及び住所 | 社会福祉法人砂丘福祉会
鳥取市湖山町東3丁目54 |
| 3.実地・書面の別 | 実地検査 |
| 4.監査担当課 | 鳥取市福祉保健部高齢社会課 |
| 5.文書指摘事項 | |

区分	指摘事項	前回監査時 指摘事項
Ⅲ－3 会計管理の状況	<p>小口現金出納帳と現金出納帳が混在したものとなっている。</p> <p>小口現金出納帳は、日々の常用雑費の支払いのために使用するものであり、一方、現金出納帳は、法人が収受した金銭(利用者から徴収した利用料等)を金融機関に預け入れるまでの間、保管するためのものである。</p> <p>については、各補助簿の持つ意味を理解した上で、小口現金出納帳と現金出納帳を分けて作成すること。(貴法人経理規程第11条第1項)</p>	
Ⅲ－3 会計管理の状況	<p>社会福祉法人としてふさわしくない支出が見受けられたので、以後、厳に慎むこと。</p>	
Ⅲ－3 会計管理の状況	<p>決算書について、就労支援B型事業が他の経理区分と同じ会計単位で決算されているが、会計基準が異なるものであることを踏まえ、新会計基準移行時に分けて決算作業を行うこと。</p>	